

住民主体による介護予防・生活支援サービスを行う担い手 団体募集に係る説明会を開催します

日時:平成30年11月15日(木)15:00~

場所:市保健福祉センター9階 研修室

住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問・通所）事業費補助金

生産年齢人口が減少していく中で、介護人材の不足等によるサービス供給量が低下し、本来、介護サービスが必要となる重度の要介護の方々にサービス提供ができなくなることなどが懸念されています。

釜石市では、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体活動などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって訪問型・通所型の介護予防・生活支援サービス事業を実施する団体に対して、事業の運営を支援する補助金の交付を予定しています。

募 集 団 体

地域住民を主体に構成された団体など

事業の対象者

- ・要支援認定者（要介護認定の要支援1・2）
- ・基本チェックリスト（25項目の生活機能低下度チェック）で支援が必要と認められた方



実施事業の内容

【訪問型サービス】 ※H31年度は下記の3つのサービスでスタートします。

利用者の方の自宅に訪問して、生活の支援をする訪問型の活動です。

・自宅訪問によるゴミ出し



・草取り



・買い物代行



【通所型サービス】

地域の集会施設等や事業所の空きスペース、個人宅などを会場に実施する通所型ミニサービスやサロン活動です。以下の項目が要件です。

1. 体操、レクリエーション、趣味的活動、生活動作訓練、利用者同士の交流など、介護予防に効果のある場づくりを行うこと
2. 要支援者等に介護予防サービスを提供すること
3. 1回あたり2時間以上の介護予防サービスを提供すること
4. 月に2回以上（月4回限度）開催し、定期的・継続的に開催すること
5. 参加者のうち1人以上が要支援者等であり、新規に要支援者等の受け入れが可能であること（要支援者以外の地域住民の方も一緒に参加できます）



補助金対象経費

事業の運営に係る経費を補助します。

【対象経費】

報償費：ボランティア謝礼、外部講師謝礼

需用費：消耗品費、光熱水費、食糧費（食材購入費等）、印刷製本費（パンフレット・チラシ印刷）

役務費：保険料（ボランティア保険、損害保険等）、通信運搬費（郵送料等）

委託料：一部サービスの委託料

使用料・賃貸料：建物借上料、会場使用料、機器リース料

備品購入費：椅子、DVD デッキ等介護予防に関わる備品購入費

補助金額

毎月締めの実績確定払いで、指定の口座に振り込みます。

※金額等は予算の状況により変更になる場合があります。

種別	内容	補助金の額 (カッコ内は、月の限度額、訪問型は1人あたり限度額)		
		補助基準額	補助額	利用者自己負担額
訪問型	ゴミ出し	300円/回 (2,400円/月)	200円/回 (1,600円/月)	100円/回
	草取り	1,200円/時間 (2,400円/月)	900円/時間 (1,800円/月)	300円/時間
	買い物代行	1,200円/回 (4,800円/月)	900円/回 (3,600円/月)	300円/回
通所型	体操、レク、趣味、講座、サロン等	参加者10人以下 5,000円/回 (20,000円/月) 参加者11人以上 7,000円/回 (28,000円/月)		100円以上

募集期間・応募方法

- ・募集期間は、平成31年3月下旬から4月上旬を予定しています。
- ・申請にあたっては実施届出が必要です。受付後、市高齢介護福祉課で内容を確認し、実施団体の登録が完了後に事業開始ができます。
- ・公募要領等を確認し申請書類を準備のうえ、市高齢介護福祉課へ提出願います。申請書類一式は、市ホームページからダウンロードできます。(印刷物が必要な方は市高齢介護福祉課窓口で配布しています。



ご案内

・事業に従事する方は、市が主催する「支えあいサービス養成講座」への参加をお願いします。 ※日程は別途、お知らせします。

【お問い合わせ先 釜石市保健福祉部 高齢介護福祉課 高齢介護係 ☎ 22-0178】